

## 理 由 書

本河川は、昭和48年2月に河川流域内において、急激に市街化が進んだことにより浸水被害が発生していたことから、河川改修事業に着手するため本河川を都市計画決定しました。

都市計画決定以降、下流側の整備状況をふまえ、暫定的な改修工事を進めてきましたが、平成21年に下流側の護岸整備が概ね完了したことに伴い、本整備に向けて「茅ヶ崎市千ノ川整備実施計画」を策定し、整備を着実に進めてきました。

このたび、護岸の未整備区間における詳細設計により、護岸形状及び線形の見直しを行ったところ、計画している流下能力を確保するために必要な区域が明確となったことから、護岸整備完了区間を含め区域を変更するとともに名称の見直しを行い、本案のとおり変更するものです。